

# マイナ保険証をご利用ください！

令和6年12月2日から、現行の組合員証及び組合員被扶養者証は新規に発行されなくなりました。

## マイナ保険証をお持ちでない場合

令和6年12月2日以降は「**資格確認書**」を交付いたします。これにより、今までの組合員証等と同様に医療機関等の受診が可能です。資格確認書は以下の場合にカードもしくは紙で交付されます。

### ①マイナ保険証をお持ちでない場合

新規採用・支部間異動・扶養認定時等に今までの組合員証等の代わりに交付します。「被扶養者等申告書」の資格確認書交付要否の欄にチェックを入れて提出してください。

(組合員証等紛失時等は「資格確認書交付申請書」を提出してください。)

### 【マイナ保険証登録をしている方が】

### ②マイナンバーカードを紛失した場合

### ③マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合

### ④マイナ保険証利用登録を解除したい場合

②及び③の場合は「資格確認書交付申請書」を、④の場合は「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を提出してください。

※③については交付申請がない場合でも、共済組合から交付できる仕組みが構築される予定です(仕組みが構築され次第改めてお知らせいたします)。

※マイナ保険証をお持ちの方は、念のため資格確認書も保有したい、病院にかかりたいがマイナンバーカードを持ち歩きたくない等の理由により申請されても交付することはできません。

新規に採用された組合員の方及び新規で認定された被扶養者の方などには「**資格情報のお知らせ**」を交付いたします。

皆様の資格情報を簡易に把握するための通知になります。また「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできませんが、医療機関等において、マイナ保険証の読み取りができない等の例外的な場合、マイナ保険証とともに医療機関等に提示することで受診可能となります。



※令和6年12月2日時点でお手元にある組合員証等は、退職・支部間異動・扶養認定取消、紛失等をされない限り、最長1年間使用することができます。

マイナ保険証関連の情報は厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

